

令和5年2月24日

保護者 様

春日部市教育委員会教育長

春日部市立学校における働き方改革基本方針について（お願い）

日頃より学校教育にご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、全国的に社会問題として取り上げられている教職員の長時間勤務について、文部科学省では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げし、都道府県や市町村の教育委員会に対しても、規則等の制定を求めています。

本市の教職員の勤務実態も例外ではなく、「子供たちのため」「授業や行事のため」と、「朝早くから夜遅くまで、さらに土日も」という実態が顕著であり、憂慮すべき課題となっています。

「朝早くから夜遅くまで、先生はいつも学校にいる」ことで、子供たちや保護者の皆様から安心と信頼が寄せられていると認識していますが、教職員が、毎日健康で、笑顔で子供たちと向き合うことができるように、この度、「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（以下、「本基本方針」とする。）を制定いたしました。

つきましては、今後、朝や放課後の時間外在校等時間の縮減に向けて、市全体で取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、本基本方針の詳細については、右記 QR コードや本市ホームページをご覧ください。

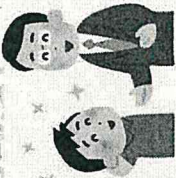




春日部市教育委員会「春日部市立学校における働き方改革基本方針」概要

令和5年度～令和7年度

スローガン「明日も笑顔で子どもたちの前に～働きやすいまち 働きがいのあるまち 春日部～」



基本方針の目的：「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」

1 国や県の動向と本市の現状

文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」に格上げし、教職員の時間外等在校時間の上限を、月45時間、月80時間、年360時間としています。埼玉県では、令和4年4月に「働き方改革基本方針」を改定し、上記の時間外等時間の上限を超える教職員の割合を0%にすることを目指しています。本市の教職員の状況は、表1・表2のとおりです。

表1 令和3年度の年360時間超の本市教職員の割合

小学校	71.9%
中・義務教育学校	66.5%

(埼玉県教育委員会実施「勤務状況調査」より)

表2 令和4年11月の月45時間超・80時間超の本市教職員の割合

	小学校	中・義務教育学校
45時間超	48.4% (57.5%)	47.0% (58.1%)
80時間超	2.5% (11.5%)	6.1% (17.0%)

※()内は令和3年11月の状況(埼玉県教育委員会実施「勤務状況調査」より)

2 「働き方改革基本方針」の目標達成に向けた4つの視点と主な取組

ア 教職員の負担軽減のための案件整備

- 県教育委員会と連携し、スクール・サポーター・スタッフの全校配置を目指す。
- 部活動指導員の増員を目指します。
- 業務の電子化やペーパーレス化、学校間での資料共有など、ICTの活用を推進します。

イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進

- 客観的な出勤記録をもとに、教職員の健康管理を推進します。
- 法令に基づく職場環境の改善を図ります。
- 休暇等の取りやすい職場環境の整備に努めます。

エ 保護者や地域の理解と連携の促進

- 部活動の朝練習を含め勤務開始前の教育活動は、原則行わないよう各学校に働きかけます。
- 市教育委員会主催の研修や諸行事の見直しを行います。
- 給食費の公会計化により、給食費の集金業務に係る負担を軽減します。
- 年間授業時数の余剰時間削減を推進します。

3 今後の各学校での取組に向けて

各学校では、これまでの「当たり前」を見直し、「より教育効果のあるものを」という原点に立ち返り、既に様々な工夫・改善を行ってまいりました。今後、各学校が基本方針に基づき、さらなる取組を推進してまいります。お子様への日々の指導をこれまで以上に充実したものとするため、次世代の子供たちを共に育てるために、保護者の皆様の一層のご理解ご協力をお願いします。

